



## 市・県民税の税制改正

# 今後、適用となる変更点は？

平成20年度税制改正により、今後適用となる市・県民税の主な変更点をお知らせします。



**上場株式等の取引をされている人**  
軽減税率が終了します



**65歳以上で公的年金を受給されている人**  
市・県民税の年金からの天引きが始まります



**「ふるさと」に寄附をされた人**  
寄附金控除の枠が広がります

# 1 寄附金控除

が拡充されます

お住まいの自治体以外の「ふるさと」に、貢献や応援をしたという納税者の思いを実現するため、都道府県・市区町村に対する寄附金控除が大幅に拡充されました。(表1)

**適用年度** ● 平成20年1月1日以後に5千円を超える金額を寄附した場合、平成21年度課税の市・県民税から適用されます。

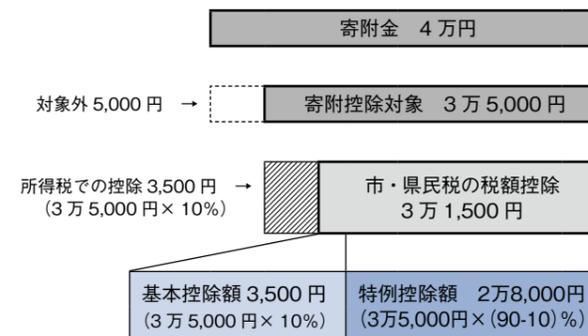
表1：寄附金控除の改正

	改正前	改正後
対象の寄附金	(1) 地方公共団体に対する寄附金 (2) 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 (3) 住所地の日本赤十字社の支部に対する寄附金	(1) 地方公共団体に対する寄附金 (2) 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 (3) 住所地の日本赤十字社の支部に対する寄附金
控除対象額	10万円を超える金額 (上限は総所得金額等の25%)	5千円を超える金額 (上限は総所得金額等の30%)
基本控除額	「寄附金の合計額 - 10万円」を所得控除	「(寄附金の合計額 - 5千円) × 10%」を税額控除
特例控除額(ふるさと納税)	なし	「(地方公共団体に対する寄附金 - 5千円) × (90% - 寄附者の所得税率)」を税額控除 (上限は所得割の10%)

**計算例** ● 所得税率10%、市・県民税の所得割29万3千500円の人が、「ふるさと」の市町村に4万円の寄附をした場合の控除額は、左の図のようになります。

**控除を受けるには** ● 寄附金控除を受けるためには、確定申告(住民税申告)が必要となります。

図：4万円を寄附した場合の計算例



## ふるさと納税制度

今回の改正で新たに創設された特例控除は、ふるさと納税制度によるものです。

安曇野市でも、この制度を活用した「安曇野ふるさと寄附」を受け付けています。寄附の方法については、広報あづみの7月号、市ホームページをご覧ください。詳しくは、総務部総務課(☎71・2000、FAX71・5000)へお問い合わせください。

# 2

## 市・県民税の公的年金からの天引き

が始まります

納期の度に金融機関などへ出向く手間を省くことができ、また、今まで年4回だった納期が6回になることで、1回あたりの負担額が軽減されるなど、納税者の利便性を考慮した結果、市・県民税を公的年金から天引き(特別徴収)する制度が始まります。

### 対象となる人

市・県民税の納税義務者のうち、65歳以上の老齢基礎年金等の公的年金の受給者。ただし、公的年金の年額が18万円未満の人、公的年金にかかわる市・県民税額が公的年金の年額を超える人は対象となりません。

### 天引きされる税額

公的年金にかかわる分の所得割額および均等割の額

### 実施時期

平成21年10月支給分から開始されます。

# 3

## 上場株式等の配当所得、譲渡所得の税率が変わります

証券市場への積極的な参加を促進するために設けられていた、個人の証券投資に対する税制上の優遇措置(軽減税率)が、平成20年12月31日をもって終了となります。(表2)

### 適用年度

平成21年1月1日以降の配当譲渡所得について、平成22年度課税の市・県民税から適用されます。

### 経過措置

円滑に新制度へ移行するため経過措置として、平成21、22年分(市・県民税の課税年度は平成22、23年度)の配当所得のうち100万円以下の部分と、譲渡所得のうち500万円以下の部分については、これまでどおり軽減税率が適用されます。

園豊科総合支所内総務部  
市民税課

(☎72・3111 FAX72・8340)

表2：上場株式等の配当・譲渡所得の税率

	市・県民税	所得税
平成20年12月31日まで	3%	7%
平成21年1月1日以降	5%	15%